

2026年6月12日

東京都港区虎ノ門一丁目17番1号  
三井住友DSアセットマネジメント株式会社

**三井住友・資産最適化ファンド**  
**(1 安定重視型) / (2 やや安定型) / (3 バランス型) /**  
**(4 やや成長型) / (5 成長重視型)**  
**信託約款の変更 (予定) に関するお知らせ**

このたび、弊社では、以下の証券投資信託（以下「当ファンド」といいます。）の信託約款の変更を予定しておりますので、お知らせいたします。

当ファンドの信託約款の変更につきましては、法令および信託約款の規定に基づき、書面による決議（以下「書面決議」といいます。）を行います。

## 1. 対象となる証券投資信託

- 三井住友・資産最適化ファンド（1 安定重視型）
- 三井住友・資産最適化ファンド（2 やや安定型）
- 三井住友・資産最適化ファンド（3 バランス型）
- 三井住友・資産最適化ファンド（4 やや成長型）
- 三井住友・資産最適化ファンド（5 成長重視型）

## 2. 変更の内容およびその理由

### (1) 変更の内容（実際の変更内容は、別紙〈信託約款の新旧対照表〉をご覧ください）

委託会社である弊社（三井住友DSアセットマネジメント株式会社）とイボットソン・アソシエイツ・ジャパン株式会社（以下「イボットソン」といいます。）との間で締結されている、当ファンドの基本資産配分比率の決定にかかる投資助言契約を終了するものです。

### (2) 変更の理由

当ファンドにおいて、基本となる目標リスク水準および世界各国の債券、株式および不動産投資信託（リート）等に分散投資を行う運用の中核コンセプトを維持しつつ、弊社が基本資産配分比率の決定を行う体制に変更するものです。

弊社におきましては、マルチアセット運用における運用体制の充実を図ってまいりました。定量分析等により各資産の期待収益率を推計し、ファンドごとの目標リスク水準に対してリターンが最大化するよう資産配分比率を決定する運用プロセスを構築しております。イボットソンとの投資助言契約終了後も、受益者の皆さまの長期的な資産形成に貢献するため、当ファンドの運用品質を維持しつつ、さらなる向上を目指すことが可能であると判断いたしました。

<ご参考>

書面決議の結果、上記内容の信託約款の変更の実施が可決された場合、以下の内容についても2026年7月31日付で変更する予定です。

### ①信託報酬率および実質的な負担の変更について

投資助言会社のイボットソンに対して投資助言にかかる報酬を委託会社が収受する信託報酬の中から支払っていましたが、今般、イボットソンとの投資助言契約の終了に伴い、当該投資助言にかかる費用が発生しなくなることから、信託報酬率、その配分（委託会社および販売会社）、実質的な負担の費用を引き下げ、以下の通り変更いたします。

※料率の変更については下線太枠で表示しています。

<変更前>

信託報酬率	配分（税抜き）			投資対象とする投資信託	実質的な負担
	委託会社	販売会社	受託会社		
年0.968%（税抜き0.88%）	<u>0.39%</u>	<u>0.46%</u>	0.03%	年0.39%程度（最大）	年1.007%（最大）（税抜き0.919%）程度

<変更後>

信託報酬率	配分（税抜き）			投資対象とする投資信託	実質的な負担
	委託会社	販売会社	受託会社		
年0.858%（税抜き0.78%）	<u>0.35%</u>	<u>0.40%</u>	0.03%	年0.39%程度（最大）	年0.897%（最大）（税抜き0.819%）程度

### ②当ファンドの投資対象となる国内債券の投資対象とする投資信託の追加について

イボットソンとの投資助言契約の終了後、弊社が基本資産配分比率の決定を行うにあたり、市場局面に応じた柔軟な運用を可能とするため、国内債券の投資対象の選択肢として、投資対象とする投資信託に短期資産である「マネープール・マザーファンド」を新たに追加いたします。

## 3. 変更適用予定日（信託約款の変更がその効力を生ずる日）

2026年7月31日

## 4. 書面決議

- ・2026年6月15日時点の受益者の皆さまに「信託約款変更 議決権行使書面」等をお送りしますので、賛否および必要事項をご記入のうえ、2026年7月14日までに弊社に到着するよう返信用封筒にてご返送ください。なお、ご賛成いただける受益者の方は、「信託約款変更 議決権行使書面」をご返送いただく必要はございません。
- ・2026年7月15日に書面決議を行い、信託約款の変更に対する賛成が議決権の3分の2以上にあたる場合、信託約款の変更を行います。議決権の3分の2以上にあたる賛成が得られなかった場合は、信託約款の変更を実施しません。

## 5. ご留意事項

- ・2026年6月12日以降、当ファンドをお申込みいただいた受益者の方は、本件信託約款の変更に関し、議決権はありません。
- ・当ファンド購入の際は、上記の内容をご確認のうえ、お申込みください。

以上

＜本件に関するお問い合わせ＞

三井住友 DS アセットマネジメント コールセンター **0120-88-2976**

受付時間：午前9時～午後5時（土、日、祝・休日を除く）

＜お客さまの個別のお取引内容についてのお問い合わせ＞

お取引先の販売会社にお問い合わせください。